

## ユネスコエコパーク (BR) の保護担保措置・ゾーニングに関する基本的な考え方

### 1. 各ゾーニング毎に求められる保全・管理等

|                                    | 核心地域  | 緩衝地域  | 移行地域  |
|------------------------------------|---|---|---|
| 生物圏保存地域世界ネットワーク定款                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>BRの保全目的、また、これらの目的を果たせる規模を保全するという目的に沿った形で、長期的な保護の対象となる核心地域が法的に形成されていること</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>緩衝地域が明確化されており、核心地域を取り囲んだり隣接する形となっており、ここでは、保全目標と両立する活動のみを行うことができること</li> <li>緩衝地域における人間の使用・活動を管理する仕組みがあること</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>左記より外側に移行地域があり、そこでは持続可能な資源管理活動が促進・展開されていること</li> </ul>   |
| 生物圏保存地域審査基準<br>(国内委員会MAB分科会策定)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>法律やそれに基づく制度等により、長期的な保護が担保されていること</li> <li>次のカテゴリーの1つ以上に合致していること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア)生物地理学的区域を代表する生態系であること</li> <li>(イ)生物多様性の保全の観点から重要な地域であること</li> <li>(ウ)絶滅危惧種等希少な動植物が生息あるいは生育していること</li> </ul> </li> <li>動植物相や植生等の調査の蓄積があり、公開に努めていること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>核心地域の周囲又は隣接する地域であり、核心地域のバッファーとしての機能を果たしていること</li> <li>核心地域に悪影響を及ぼさない範囲で、持続可能な発展のための地域資源を活用した持続可能な観光であるエコツーリズム等の利用がなされていること</li> <li>環境教育・環境学習を推進し、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成を行っていること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>核心地域及び緩衝地域の周囲又は隣接する地域であること</li> <li>緩衝地域を支援する機能を有すること</li> <li>自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること</li> </ul> |
| 上記を踏まえ、日本における各ゾーニングに求められる保全・管理の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>BRの核心地域としての価値(上記カテゴリー参照)を有すること</li> <li>法律やそれに基づく制度等により、長期的な保護が担保されていること<br/>→世界自然遺産の資産と同等の保護担保措置がとられていること</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>BRの核心地域としての価値を守るバッファーとしての機能を果たすために必要な保全・管理が実施されることが担保されていること</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>保護担保措置は不要</li> </ul>   |

(参考) 世界遺産における保護担保措置 (世界遺産条約履行のための作業指針より抜粋)

- 資産の存続を保証し、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性に影響を及ぼす可能性のある開発等から資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。
- 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。

## 2. 核心地域及び緩衝地域に係る保護担保措置・ゾーニングに関する基本的な考え方

### (1) 主となる国内法令・制度

| 関係法令・制度                   | 核心地域  | 緩衝地域  | 備考  |
|---------------------------|---|---|---|
| 自然公園法<br>(自然公園)           | <p>国立公園：特別保護地区・第一種特別地域、海域公園地区</p> <p>国定公園：特別保護地区・第一種特別地域、海域公園地区</p> | <p>国立公園の全域</p> <p>国定公園の全域</p>                 | <p>特別保護地区：特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区</p> <p>第1種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域</p> <p>第二種特別地域：特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域</p> <p>第三種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域</p> |
| 自然環境保全法<br>(自然環境保全地域)     | <p>原生自然環境保全地域：全域</p> <p>自然環境保全地域：特別地区、海域特別地区</p>                    | <p>自然環境保全地域：普通地域</p>                          | <p>原生の状態を維持しており、一定の面積以上かつ、国又は地方公共団体が所有</p> <p>自然的社会条件からみてその区域における自然環境を保全することが必要なもの</p>  |
| 国有林野の管理経営に関する法律<br>(国有林野) | <p>保護林：森林生態系保護地域保存地区</p>  | <p>保護林：森林生態系保護地域保存地区以外の保護林</p> <p>緑の回廊：全域</p> | <p>地域管理経営計画等で、保護林としての機能を重視した管理経営を行うことを規定（森林生態系保護地域保存地区は、特に原始的な自然が残されている地域であり、厳格に保護し、原則として自然の推移に任せる管理経営を実施）</p> <p>地域管理経営計画等で、野生生物の移動経路としての機能を重視した管理経営を行うことを規定</p>   |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>協定締結によるモデルプロジェクト対象地域：全域（公有林等も含む）</p> <p>森林の機能類型区分：自然維持タイプ（ただし、森林生態系保全地域保存地区を除く）</p> <p>ただし、個別に判断が必要。</p> | <p>協定及び地域管理経営計画等で、自然再生等の管理経営の方針を規定</p> <p>地域管理経営計画等で、良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持を旨とした管理経営を行うことを規定</p> |
|--|---|---|

(2) その他の国内法令・制度

| 関係法令・制度                   | 核心地域            | 緩衝地域  | 備考   |
|---------------------------|-----------------|---|--|
| 自然公園法・条例<br>(都道府県立公園)     |                 | 都道府県立公園：全域（特別地域・普通地域）                                     | 都道府県が条例により指定                               |
| 自然環境保全法<br>(都道府県自然環境保全地域) |                 | 都道府県自然環境保全地域：(特別地区・普通地区)                                  |  |
| 条例<br>(公有林)               |                 | 森林計画上の区分：生物多様性保全機能の発揮を期待するとして区分された区域<br><br>ただし、個別に判断が必要。 | 市町村森林整備計画等において、生物多様性保全機能の発揮を旨とした管理を行うことを規定 |
| 鳥獣保護法<br>(鳥獣保護区)          | 国指定鳥獣保護区：特別保護地区 | 国指定鳥獣保護区：全域<br><br>都道府県指定鳥獣保護区：全域<br><br>ただし、個別に判断が必要。    |  |

【留意事項】

上記については、保護担保措置・ゾーニングの基本的な考え方であり、合理的な理由がある場合には、この限りではない。実際の保護担保措置及びゾーニング案は、関係者間で、現地の状況等を踏まえ、十分な検討・調整を行い、決定する必要がある。